

まちライブラリー@高岡おたや
寄贈図書についての受入基準

1 趣旨

この基準は、まちライブラリー@高岡おたや（以下「ライブラリー」という。）に寄贈される図書（以下「寄贈図書」という。）の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

2 寄贈図書の定義

この基準における寄贈図書とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般市民等から寄附された図書
- (2) 著者や発行団体から寄附された図書

3 寄贈図書の受入れ条件

寄贈図書として受入れることができる図書は、次のいずれにも該当しないものとする。受入れを判断し難いものは、社内に設置する寄贈図書受入検討会議で協議の上決定するものとする。

- (1) 既に所蔵し、かつ複本の必要がないもの
- (2) 寄贈のための条件や利用制限が課せられるもの
- (3) 広告・宣伝等を目的とするもの
- (4) 営利団体・宗教団体・政治団体等の活動に関するもの
- (5) 汚損・破損・蔵書印・徽または徽臭さ等があり、管理上支障があるもの
- (6) 新聞・パンフレット等で資料的価値を持たないもの
- (7) 視聴覚資料・映像資料等で、著作権者の許諾を得ていないもの
- (8) ライブラリーの運営上適切でないと認められるもの

4 寄贈の手続

- (1) 寄贈図書の取扱いについてはライブラリーに一任することを条件とする。一任することができない場合には、寄贈受付をしないで図書を返却する。
- (2) 寄贈は、原則として、寄贈しようとする図書に「寄贈申込書」と「みんなの感想カード」を添え提出するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該手続を省略することができる。
- (3) 予告なく郵送等により寄贈された場合は、寄贈の意思が表明されているか確

認し、上記3に該当しているときは受領する。

(4) 寄贈の意思が確認できないとき、又は、上記3に該当しないときは、寄贈受付をしないで図書を返却する。

5 寄贈図書の受入れの決定及び登録

(1) 寄贈図書の受入れについては、受領した後、決裁により決定する。

(2) 蔵書として受入れる図書は、ライブラリーの蔵書印、登録番号ラベル等をし、蔵書登録する。

6 図書の返却方法

(1) 図書を受領した後、協議により返却することを決定した場合、又は、郵送等により受領した場合は、寄贈者へ返却の旨を連絡し、受取りを依頼する。

(3) 受取りを依頼した後、3ヵ月を経ても受取りがない場合は、廃棄処分する。

(4) その他連絡先不明等の理由で返却ができない場合は、3ヶ月間保管の後、廃棄処分する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から適用する。